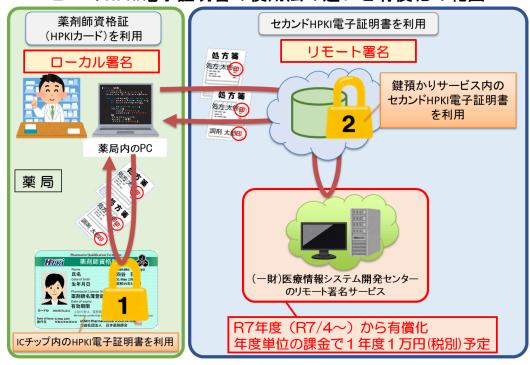
セカンド HPKI 電子証明書を用いるリモート署名を希望する薬局への注意喚起

▼利用検討時の留意点

2つのHPKI電子証明書の使用法の違いと有償化の範囲



- 薬局が、上図の「ローカル署名」と「リモート署名」の両方を利用できる環境にあれば、一方が不調の際にも業務を停止しなくて済むことから、より安心です。また、「リモート署名」は、利用時(電子処方箋への押印)に毎回暗証番号を入力しなくもよい運用となるため、運用負荷の軽減が見込まれます。
- 一方、「リモート署名」には、(一財)医療情報システム開発センター(以下、メディスという。)が整備・運営している「リモート署名サービス」が必要となるため、薬局とメディスの間で利用契約を結ぶ必要があります。
- その費用は、1薬局当たり1年で1万円(税別)となる見込みで、薬剤師資格 証の会員向け発行費用の19,800円/約5年に比べ、かなり高額です。
- 本会としては、不測の事態に備えるためのシステム整備に、薬局が多くの費用 を負担するという状況は不本意であると言わざるを得ません。
- このため、セカンド HPKI 電子証明書の利用にあたっては、各薬局で費用対効果に関する十分な検討を実施いただけますよう、お願いいたします。

▼メディスと契約しないとした場合の留意点

- 当該薬局では、「リモート署名」が出来ません。
- マイナポ申請した薬剤師は、セカンド HPKI 電子証明書だけしか保持していませんので、当該薬局で電子処方箋への電子署名が行えません。